



2021年税制改正の概要

KPMG Mexico
Global Japanese Practice
November 12, 2020



1 2021年税制改正の概要

- 1.1 経済政策の概要
- 1.2 連邦税務法典（CFF）の改正
- 1.3 所得税法（LISR）の改正
- 1.4 付加価値税法（LIVA）の改正

2 2020年税制改正のおさらい

- 2.1 2020年度税制改正の概要
- 2.2 過大支払利子税制
- 2.2 低税率国に所在する関連者への支払い

3 KPMGメキシコ日系企業支援チームのご紹介



1. 2021年税制改正の概要



1.1 経済政策の前提等



項目	内容										
経済政策の前提	<ul style="list-style-type: none"> — 歳入：6兆2,950億MXP COVID-19による経済活動、消費の落ち込みを考慮しても、税収全体では所得税増収を織り込むことで前年比0.7%増の見込み。 — GDP成長率：4.6%（2020年度予算：2.0%） — インフレ率：3.0%（2020年度予算：3.4%） — 平均原油価格：42.1ドル／バレル — 為替レート：22.00MXP／ドル（年間平均） — 金融機関への預金利息に対する源泉所得税率：0.97%（2020年度：1.45%） 										
サーチャージ (遅延利息)	<p>現行のサーチャージが継続される見通し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サーチャージ</th> <th>月次レート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Extension</td> <td>0.98%</td> </tr> <tr> <td>12カ月未満</td> <td>1.26%</td> </tr> <tr> <td>12カ月～24カ月</td> <td>1.53%</td> </tr> <tr> <td>24カ月以上</td> <td>1.82%</td> </tr> </tbody> </table>	サーチャージ	月次レート	Extension	0.98%	12カ月未満	1.26%	12カ月～24カ月	1.53%	24カ月以上	1.82%
サーチャージ	月次レート										
Extension	0.98%										
12カ月未満	1.26%										
12カ月～24カ月	1.53%										
24カ月以上	1.82%										

1.1 経済政策の前提等



項目	内容
税制インセンティブ	<p>前年から引き継いで、最終消費用のディーゼル取得目的のIEPS取得控除に係るインセンティブ等を提案。</p> <ul style="list-style-type: none">— ビジネス活動目的で使用される機械全般、および船舶用ディーゼル— 農林業活動目的で使用されるディーゼル— 貨物輸送もしくは乗客用交通機関としての自動車のディーゼル— 公的又は私的貨物輸送の納税者へ全国有料道路料金の50%クレジット付与

1.2 連邦税務法典（CFF）の改正



項目	内容
濫用防止規制	<ul style="list-style-type: none"> — 2020年改正で、事業上の合理性がなく、税務メリットがある法的行為に対抗する目的で、濫用防止規制を規定。 — 2021年改正では、法的確実性を上げるため税法と刑法上の影響を明確に切り離すことを提案。 — 当該規制が適用される場合、当局による罰則はあくまで行政処分である税法上の手続の範囲内であり、連邦・州の刑法に基づく手続とは異なることを明確化。
電子スタンプの制限	<ul style="list-style-type: none"> — 不法な取引があった場合、メキシコ国税庁（SAT）は納税者の電子スタンプ使用を制限できる権限があり、2021年改正では制限解除の日数規程を提案。 — 使用制限を受けた納税者が、当局へ解除申立できる期限を、使用制限後40営業日以内と設定。 — 納税者よる申立を当局が確認する期間を3営業日から10営業日に延長。
還付手続き	<ul style="list-style-type: none"> — 税金の還付請求に関して、納税者の現住所またはその他の納税者情報の住所が納税者番号（RFC）登録情報と異なる場合、納税者側に説明責任が発生。 — 説明責任を果たせない場合、還付手続が認められない規定を提案。

1.2 連邦税務法典（CFF）の改正



項目	内容
連帯責任	<ul style="list-style-type: none"> — 税務調査の際、当局が調査対象の納税者とコンタクトがとれない等、徴税行為の制限を受ける場合、その納税者のグループ企業である在メキシコ企業または海外居住者で恒久的施設（PE）を持つ企業に対して連帯責任が生じるものと規定し、徴税を行えることを提案。
RFC登録	<ul style="list-style-type: none"> — 企業のRFC登録情報に、株主情報を含めることを明確にし、また変更・追加の都度更新することを明文化。 — 会社の清算や合併によるRFCキャンセルを行う場合、納税者が満たすべき最小要件を以下のように規定。 <ul style="list-style-type: none"> • キャンセル申請時に係争案がない、また税務調査を受けていないこと。 • 当局へ提出済の申告情報が、その納税者が発行したあるいは受け取ったデジタルインボイス（CFDI）と一致していること。 • 企業が、連邦税法典第69条、69-B条および69-B条Bisに公開されたリスト（いわゆるブラックリスト納税者）には含まれていないこと。

1.2 連邦税務法典（CFF）の改正



項目	内容
会計文書保存期間	<ul style="list-style-type: none">— 税法上、納税者による会計情報の5年間保有の規定有り。— 2021年改正で、納税者の行う増減資、配当および税務上の資本（CUCA）や税務上の未処分利益（CUFIN）について、会社存続の全期間にわたり当該関連する会計情報の保持を提案。
資産の差押え	<ul style="list-style-type: none">— 税務調査の回避目的で、納税者がRFC登録住所とは異なる住所に変更することがあり、その場合、当局側の対応として当該納税者の銀行口座の凍結や資産の差押えを実施。— 現状、当該対応の対象は、当該納税者および連帯責任者であるが、2021年改正で、当該対象範囲を関連のある第三者にまで拡大することを提案。

1.2 連邦税務法典（CFF）の改正



項目	内容
税務調査における訪問規定の改正	<p>以下の改正内容を提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 税務調査を受けた際、記録書類への署名やその写しの受理を納税者が拒否した場合でも、これらの文書は有効。 — 納税者の活動範囲が及ぶ場所は、すべて税務調査の訪問対象内。また、税務調査がすでに実施された場所でも、必要に応じて複数回の訪問を容認。 — 税務調査時の依頼資料の中に、納税者側で即時の提供が難しい、または入手が困難な報告書や資料がある場合、10営業日の提出期間の猶予有り。
スペイン語以外の言語の文書	<ul style="list-style-type: none"> — 当局への不服申し立ての手続きに関して、その迅速化を目的とし、納税者がスペイン語以外の文書を提出する際、対応する翻訳書類の添付を提案。
プロデコン関与による合意形成（Acuerdo conclusivos）	<ul style="list-style-type: none"> — 税金還付、税務紛争、税務調査の過程・結果において、納税者がプロデコンを関与させて解決を意図する場合、その申請提出の期限として、税務調査終了日（発見事項の最終伝達日）、又は更正通知受領日から15営業日以内を提案。

1.3 所得税法（LISR）の改正



項目	内容
<p>非営利団体に対する課税強化</p>	<p>実際に経済的利益を追求している団体にも関わらず、非営利法人を装っている団体、企業の存在を規制する目的で、以下の改正を提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 現状、企業目的（認可済みの活動）に関連しない収入が全体の10%を超過する場合、その超過した収入分が課税対象とされる規定有り。2021年改正では、それに加えて、課税対象となる事業収入が全体の50%超過の場合、税免除の認可自体が取消とされる。 — 非営利団体による支払は、すべてCFDIによるサポートが必要。 — 非営利団体による非課税での寄付受取の認可取消事項について、以下の項目が規定。 <ul style="list-style-type: none"> a) 認可された企業目的以外の目的で資産を形成している場合 b) 寄付者へのCFDIが発行されていない場合 c) 義務違反が当局によって発見された場合 d) 連邦税法典69-B条のリストに含まれている（違反行為をしている）場合 e) 以前に認可が取り消された寄付団体の法定代理人、パートナー、または関係者がその一員である場合

1.4 付加価値税法（LIVA）の改正



項目	内容
オンラインプラットフォームを介したデジタルサービスに対する課税の強化	<p>2020年改正で規定されたオンラインプラットフォームを介してデジタルサービスを提供する企業等に対する課税について、2021年改正では以下の追加提案有り。</p> <ul style="list-style-type: none">— デジタルサービス提供企業が実施するサービス提供や商品売買に対して、2020年6月より新たにIVAを課税。ただし、例外として中古品の販売に関してオンライン上で仲介サービスを行う企業は免除規定有り。今回の改正でこの例外規定を排除。— メキシコにPEを持たない外国居住者が、メキシコ居住者に対してオンラインでのデジタルサービスを行う場合、IVAの源泉徴収義務が発生。2021年改正では、当該義務を順守することで、RFCの登録や申告といったメキシコ国内での税務上の義務を免除。



2. 2020年税制改正のおさらい

2.1 2020年税制改正の概要



01 連邦税務法典 (CFF)

- 脱税対策
- 電子署名 (e. firma) の管理
- 電子スタンプの認証
- 取引名目の濫用防止規制
- 税務アドバイザーによるSATへの報告義務化
- 第三者からの情報提供
- PEの定義変更

02 所得税法 (LISR)

- 過大支払利子税制
- 低税率国に所在する関係者への支払い
- 仲介アプリサービスにかかる税務上の取扱い
- リース資産

03 付加価値税法 (LIVA)

- サービス会社への支払に対するVAT6%源泉徴収義務
- ユニバーサル・コンペンセーション (税金相殺処理)
- VAT Creditableの算定方法の変更

本日の解説トピック

本日解説を予定していないトピックも含めて、2020年税制改正の概要についてお知りになりたい方は、以下をご参照ください。

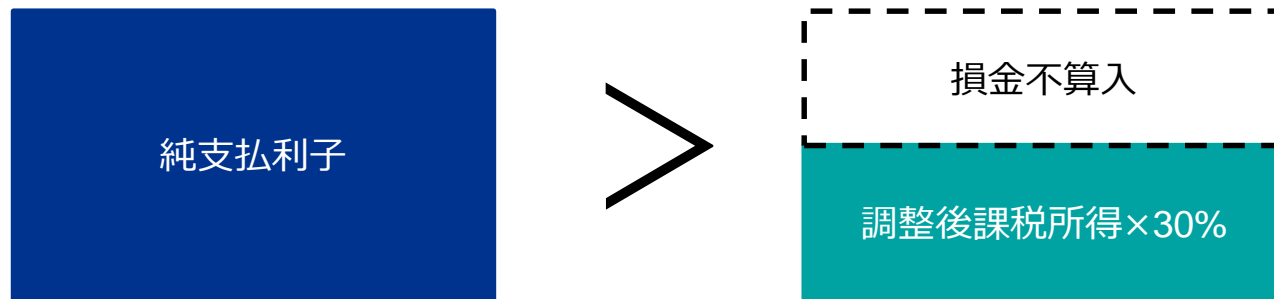
- 2020年税制改正の概要 <https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/jp/pdf/2020/jp-mexico-taxreform-202011.pdf>
- 2020年税制改正の重要な論点整理 <https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/07/mexico-tax-20200701.html>

2.2 過大支払利子税制<概要>



計算方法

2020年度より、支払利息の損金算入制限が新たに設けられ、**純支払利子のうち調整後課税所得の30%を超える金額**については**損金不算入**となる。



- 純支払利子 = 支払利息 - 受取利息 - 20百万MXNまでの適用除外額
- 調整後課税所得 = 課税所得 + 支払利息 + 減価償却費等

2.2 過大支払利子税制<概要>



留意事項

- 20百万MXNの適用除外額
 - 純支払利子の計算において20百万MXNの適用除外額が設定。
 - 当該適用除外額はグループ会社全体または関連者全体（以下、**グループ全体**）での金額となり、前事業年度におけるグループ全体での益金総額に基づき按分を行う。
 - ⇒メキシコ国内に複数のグループ会社がある場合は1社当たりの適用除外額が少なくなる。
- 課税所得がゼロまたはマイナスの場合
 - 欠損等により調整後課税所得がゼロまたはマイナスになる場合には、純支払利子の全額が損金不算入となる。
- 過少資本税制との関係
 - 本規定は既存の過小資本税制と併用されるため、本規定に基づき計算された損金不算入額が**過少資本税制による損金不算入額を上回る場合にのみ適用**となる。
 - ⇒最終的な損金不算入額は、本規定に基づき計算された損金不算入額と過少資本税制に基づき計算された損金不算入額を比較し、いずれか大きい方の金額となる。

2.2 過大支払利子税制<概要>



留意事項（続き）

— 損金不算入額の取扱い

- 本規定により損金不算入となった純支払利子は、**10年間繰越可**。

— 本規定の適用対象外

- 金融機関については、本規定の適用対象外。
- 特定のプロジェクト（公共インフラ、メキシコ国内の不動産建設とその土地取得、石油や天然ガスの炭化水素源の探査・採取・輸送・貯蔵・供給、電力や水資源の生成・流通・貯蔵等）の資金調達に係る債務や公債から発生する利子も本規定の計算の対象外。

2.2 過大支払利子税制<ケーススタディ>



ケース1 (過大支払利子税制 > 過少資本税制の場合)

<前提>

- 支払利息：50,000,000
- 受取利息：5,000,000
- 適用除外額：20,000,000
- 課税所得：10,000,000
- 減価償却費：10,000,000
- 過少資本税制による損金不算入額：3,000,000

<Step1 純支払利子の算定>

- 純支払利子 25,000,000
(= 支払利息50,000,000-受取利息5,000,000-適用除外額20,000,000)

<Step2 調整後課税所得の算定>

- 調整後課税所得 70,000,000
(= 課税所得10,000,000+支払利息50,000,000+減価償却費10,000,000)。

<Step3 損金算入限度額の算定>

- 損金算入限度額 21,000,000
(= 調整後課税所得70,000,000*税率30%)

<Step4 損金不算入額の算定>

- 純支払利子 25,000,000 > 損金算入限度額 21,000,000
=>過大支払利子税制による損金不算入額は、4,000,000

<Step5 過少資本税制との比較>

- 過大支払利子税制による損金不算入額 4,000,000
> 過少資本税制による損金不算入額 3,000,000
=>過大支払利子税制が適用され、4,000,000が損金不算入。

2.2 過大支払利子税制<ケーススタディ>



ケース2 (過大支払利子税制 <過少資本税制の場合>)

<前提>

- 支払利息：50,000,000
- 受取利息：5,000,000
- 適用除外額：20,000,000
- 課税所得：10,000,000
- 減価償却費：10,000,000
- 過少資本税制による損金不算入額：5,000,000

<Step1 純支払利子の算定>

- 純支払利子 25,000,000
(= 支払利息50,000,000-受取利息5,000,000-適用除外額20,000,000)

<Step2 調整後課税所得の算定>

- 調整後課税所得 70,000,000
(= 課税所得10,000,000+支払利息50,000,000+減価償却費10,000,000)。

<Step3 損金算入限度額の算定>

- 損金算入限度額 21,000,000
(= 調整後課税所得70,000,000*税率30%)

<Step4 損金不算入額の算定>

- 純支払利子 25,000,000 > 損金算入限度額 21,000,000
=>過大支払利子税制による損金不算入額は、4,000,000

<Step5 過少資本税制との比較>

- 過大支払利子税制による損金不算入額 4,000,000
< 過少資本税制による損金不算入額 5,000,000
=>過少資本税制が適用され、5,000,000が損金不算入。

2.2 過大支払利子税制<ケーススタディ>



ケース3（損金不算入となる支払利息が発生しないケース）

<前提>

- 支払利息：40,000,000
- 受取利息：5,000,000
- 適用除外額：20,000,000
- 課税所得：10,000,000
- 減価償却費：10,000,000
- 過少資本税制による損金不算入額：0

<Step1 純支払利子の算定>

- 純支払利子 15,000,000
(= 支払利息40,000,000-受取利息5,000,000-適用除外額20,000,000)

<Step2 調整後課税所得の算定>

- 調整後課税所得 60,000,000
(= 課税所得10,000,000+支払利息40,000,000+減価償却費10,000,000)。

<Step3 損金算入限度額の算定>

- 損金算入限度額 18,000,000
(= 調整後課税所得60,000,000*税率30%)

<Step4 損金不算入額の算定>

- 純支払利子 15,000,000 < 損金算入限度額 18,000,000
=>過大支払利子税制による損金不算入額は、0

<Step5 過少資本税制との比較>

- 過大支払利子税制による損金不算入額 0
= 過少資本税制による損金不算入額 0
=>損金不算入となる支払利息は、0

2.2 過大支払利子税制<過少資本税制との関係>



過少資本税制と過大支払利子税制との関係

過大支払利子税制は現行の過少資本税制を補完する目的として制定されており、損金不算入になる金額は過少資本税制による損金不算入額と過大支払利子税制による損金不算入額のいずれか大きい金額となる。

過少資本税制と過大支払利子税制はそれぞれ独立した制度ではなくお互いを補完する関係にあるが、両制度における損金不算入の対象となる利息の定義等いくつかの点で相違がある。

(過少資本税制と過大支払税制との比較表)

	過少資本税制	過大支払利子税制
支払利息の範囲	<ul style="list-style-type: none"> — 国外関連者に対する支払利息のみが対象 — 支払利息は総額ベース 	<ul style="list-style-type: none"> — すべての支払利息が対象（国内関連者や銀行に対する支払利息も含まれる） — 支払利息は純額ベース
為替差損の取扱い	— 利息に含まれる	— 原則としては、利息には含まれない
損金不算入額の計算方法	— 負債限度超過額の割合をベースに計算	— 課税所得をベースに計算
損金不算入の適用除外規定	— 特になし	— グループベースでの20百万MXNの適用除外額あり
損金不算入額の繰越	— 繰越できない	— 10年間繰越が可能

2.2 過大支払利子税制<インフレ調整計算>



損金不算入となった支払利息に係る負債のインフレ調整計算

過大支払利子税制もしくは過少資本税制により損金不算入となった支払利息がある場合、当該利息を発生させている負債については、**インフレ損益の計算から除外**する。



もし過大支払利子税制もしくは過少資本税制により損金不算入となった支払利息があったとしても、当該利息を発生させている負債はインフレ損益の計算から除外することができるため、損金不算入による影響が少し緩和されることとなる。

仮にUSD建で借入をしている場合等で借入利率がインフレ率よりも低い場合は、結果として逆に税金費用を減額する効果が出る場合も起こり得る。したがって、過大支払利子税制や過少資本税制での利息の損金算入制限の影響を検討する際は、インフレ損益計算に与える影響も考慮して検討することが望ましい。

2.2 過大支払利子税制<インフレ調整計算>



(数値例)

項目	金額
(a) 借入金	1,000
(b) 当該借入金から発生する利息（当該支払利息は全額損金不算入と仮定）	100
(c) 過大支払利子税制による税金増加額（=(b)*30%）	30
(d) 借入金から発生する税務上のインフレ調整益（=(a)*3%）	30
(e) インフレ調整益がなくなることによる税金減少額（=(d)*30%）	9
(f) 最終的な税金増加額（=(c)-(e)）	21

2.2 過大支払利子税制<付加価値税>



損金不算入となった支払利息に係る付加価値税（VAT）

過大支払利子税制に抵触した場合でメキシコ国内で発生しているVATが課せられる支払利息がある場合は、関連する利息から発生しているVATについては還付対象に含めることができない。

なお、過少資本税制の対象となる利息は国外関連者に対するものであるため、当該取引からは基本VATが発生しないと考えられ、過少資本税制に抵触したとしても当該事項については考慮する必要はないと考えられる。



実務上の留意点として、VATの申告は月次ベースであるが、過大支払利子税制については年度をまたいだ確定申告時に計算が行われ金額が確定されることから、VAT申告を行う月次の段階において支払利息に係るVATが損金算入となるか損金不算入になるか判断することができない点が挙げられる。現時点においてこのようなケースで、実務上どのように対応すればよいかについてSATから詳細なガイダンスは公表されていないため、2020年度において過大支払利子税制に抵触する可能性があり、さらに当該ケースが該当する企業の場合は、その実務上の対応について動向を注視することが望まれる。

2.3 低税率国に所在する関連者への支払い <原則的な取扱い>



原則（損金不算入）

2020年度よりメキシコ企業から低税率国（Low Tax Jurisdictions）（※）に所在する関連者への支払い（直接または間接の支払い）がある場合、メキシコ企業において当該支払いに関する費用が、原則として**損金不算入**として扱われる。

（※）低税率国として取り扱われるのは、法人税率が**22.5%未満**の国・地域（メキシコの法人税率（30%）の75%よりも低い国）

（Ex.）メキシコ企業のA社が法人税率15%の低税率国に所在するグループ会社B社からサービス提供を受け、当該サービスの対価として100をB社に支払った場合、当該100の費用がA社において原則として全額損金不算入となる。（当例において例外規定は考慮外）



2.3 低税率国に所在する関連者への支払い <原則的な取扱い>



留意事項

— 対象となる支払い

本規定は、いかなる支払いにも適用。

(Ex. 原材料を含む物品の購入、利息の支払い、ロイヤルティーやテクニカルアシスタントフィーといったサービス対価の支払い等)

— 間接的な支払い

本規定は、直接の支払いに加えてメキシコ企業から低税率国関連者への間接的な支払いも適用対象となる。

つまり、メキシコ企業 (A) からの支払いが低税率国に該当しない国に所在する関連者 (B) への支払いであったとしても、そのBからさらに別の国のグループ会社へ支払が行われ、当該支払いの最終的な受益者 (C) が当該低税率国に所在する関連者である場合は、本規定が適用される。

2.3 低税率国に所在する関連者への支払い <例外規定>



例外規定（損金算入可）

低税率国に所在する関連者への支払いは原則として損金不算入となるが、メキシコ企業が行う支払いが「**取引実態を伴う場合**」には**損金算入が認められる**。

「取引実態を伴う場合」とは、以下の事項を立証できる場合をいう。

- 支払いを受ける低税率国に所在する関連者が**事業活動に従事**し、当該事業活動を遂行するにあたって不可欠な人的リソースおよび資産を有していること
- 法人企業であり、**メキシコと情報交換協定**（Exchange of Information Agreement）を**締結している国**に有効な事業遂行場所を有していること



メキシコと租税条約等を締結していない国に所在するグループ会社との取引は、取引実態の有無にかかわらずその支払いが損金不算入となる建付け。

2.3 低税率国に所在する関連者への支払い <例外規定>



参考情報

<メキシコが現在租税条約（情報交換規定含む）を締結している主要な国>

日本、USA、カナダ、中国、韓国、香港、シンガポール、フィリピン、インドネシア、インド、UK、スペイン、ポルトガル、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、オーストリア、チェコ、ハンガリー、ロシア、トルコ、オーストラリア、南アフリカ、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、チリ、ペルーなど

<メキシコが現在租税条約締結に向けて協議中の主要な国>

タイ（法人税率20%）、ベトナム（法人税率20%）、マレーシア（法人税率24%）

2.3 低税率国に所在する関連者への支払い <ケーススタディ>



ケース1 (直接取引)



Mexico: A社



部品の仕入



Thailand: B社

(Ex.) メキシコ企業のA社がタイにあるグループ会社B社から部品の仕入を行っている。
タイは法人税率が20%と低税率国に該当し、またメキシコと租税条約等を締結していないことから当該取引が
実態のある取引であったとしても例外規定を適用することができない。従い、当該タイからの仕入コストがA社に
おいて税務上全額損金不算入となる。

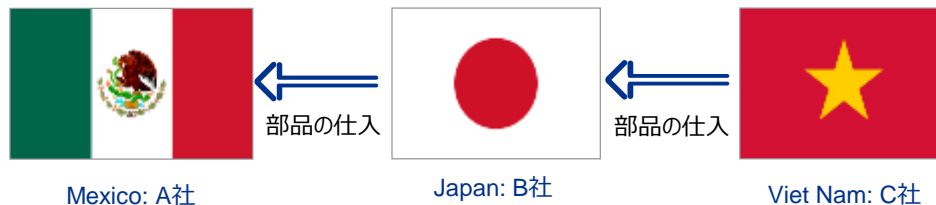


法人税率が22.5%未満で、かつ、メキシコが租税条約を締結していないタイ（法人税率20%）やベトナム（法人税率20%）といった国に所在する関連者との直接取引の有無およびその取引規模を調査することにより自社への影響度合いを分析することが肝要。

2.3 低税率国に所在する関連者への支払い <ケーススタディ>



ケース2（間接取引）



(Ex.)メキシコ企業のA社が日本の親会社B社から部品の仕入を行っている。ただし、B社はベトナムの子会社C社から当該部品を仕入を行っている。
ベトナムは法人税率が20%と低税率国に該当し、またメキシコと租税条約等を締結していないことから取引実態のある取引であったとしても例外規定を適用することができない。従い、本取引が本規定の間接取引に該当する場合、当該日本からの仕入コストがA社において税務上全額損金不算入となる。



メキシコ企業が直接低税率国に所在する関連者と取引を行っていないが、取引全体において法人税率が22.5%未満で、かつ、メキシコが租税条約を締結していない国に所在する関連者が含まれる間接取引についても、その有無および取引規模を調査することにより自社への影響度合いを分析することが肝要。



3. KPMGメキシコ 日系企業支援チームのご紹介



KPMG日系企業支援チーム



Octavio Rabago

Tax Partner / orabago@kpmg.com.mx
KPMG Mexico / CDMX Office



東野泰典

GJP Director /
yasunorihigashino@kpmg.com.mx
KPMG Mexico / CDMX Office



佐々木智之

GJP Senior Manager /
tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx
KPMG Mexico / CDMX Office



河田厚司

GJP Manager /
akawata1@kpmg.com.mx
KPMG Mexico / Leon Office



宮本 諭

GJP Manager /
satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com
KPMG Mexico / Queretaro Office



Hirata Eriko

Tax Director /
erikohirata@kpmg.com.mx
KPMG Mexico / Leon Office



井上和俊

GJP Supervising Senior /
kazutoshiinoue@kpmg.com.mx
KPMG Mexico / CDMX Office





Thank you



KPMG MÉXICO



KPMG MÉXICO



@KPMGMEXICO



KPMGMX

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., a Mexico civil partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.